

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の就業禁止等の取扱いについて (2022. 11. 1)

令和2年2月1日から新型コロナウイルス感染症が指定感染症に定められ、感染症と診断された教職員については、本学職員安全衛生管理規程第29条第1項第1号において「就業禁止」の措置を取ることとしている。

感染症と診断された場合及びそれ以外について、下記のとおり対象を整理し、一覧の2～7においても、自覚症状の有無に関係なく「就業禁止」とする。ただし、一覧の2～7に該当する場合で、自覚症状のない場合で、かつ、業務継続上やむを得ない場合、文書決裁規程（平成16年島大規則第78号）別表第3事項1～7の休暇及び職務専念義務の免除の承認に定める専決者（以下、「所属長」という。）は、当該教職員の同意のもと、在宅勤務（※1）を命ずることができるものとする。

なお、「就業禁止」及び「在宅勤務」は大学に出勤することによる感染の拡大を防止する目的で決定したものであり、終日大学へ来ることをしないようにする。ただし、下記「5」、「6」について、午前中に陰性と判定された場合は、その日の午後から「就業禁止」を解除する。

出雲キャンパス教職員は、医学部からの就業制限の指示にも従うこと。

記

NO	対 象	就業禁止等の期間
1	感染症と診断された場合	保健所から指示された期間（※2）
2	海外からの帰国又は来日に際し、水際対策強化に係る新たな措置に基づく入国後待機期間が設定されている場合	当該入国後待機期間
3	海外から帰国又は来日した人と水際対策強化に係る新たな措置に基づく入国後待機期間内に濃厚接触があった場合	海外から帰国又は来日した人の入国後待機期間と同じ期間
4	濃厚接触者または大学の基準（※4）により濃厚接触者に相当する者と判断される場合	接触があった時から5日間。 ただし、接触があった日から2日目と3日目に抗原定性検査キットで陰性確認された場合は接触があった日から3日間 （※3）
5	感染症と診断された人と接触があり、病院・保健所主導によりPCR検査等を受ける場合（濃厚接触者及び濃厚接触者に相当する者を除く）	PCR検査等の結果が陰性と判定されるまでの期間
6	同居する者が感染症と診断された人と接触があり、PCR検査等を受ける場合	同居する者のPCR検査等の結果が陰性と判定されるまでの期間
7	発熱、咳等、風邪の症状がみられる場合	症状消失から2日間

※1 在宅勤務は「国立大学法人島根大学における新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う在宅勤務実施要項」に基づき実施すること。

※2～3

基本的な感染対策について、島根大学は島根県の要請内容に準拠する。

以下、島根県 HP に掲載される内容を随時確認すること。

＜療養期間について＞

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryo/shimaneno_iryo/corona/corona_kansensya.html

＜濃厚接触者の自宅待機期間について＞

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/yakuji/kansensyo/other/topics/corona_noukou.html

※4 濃厚接触者チェックリスト

https://www.shimane-u.ac.jp/docs/2020051400039/file_contents/20221028coronacheck.pdf

【手続について】

1. 1～7の対象者は、「体調不良や罹患疑いがある場合の連絡フロー」に基づき、必要な対応をとること。

大学 HP : <https://www.shimane-u.ac.jp/docs/2020051400039/>

2. 勤務状況等については、下記の通り手続を行うこと。

【就業管理システム導入部署】

- (1) 教職員：就業管理システムの「打刻届」の「理由区分」欄を「就業禁止」と選択。
「修正時間」に所定勤務時間を記入し、「理由」欄に就業禁止の理由を明記すること。
- (2) 「在宅勤務」を実施する教職員：「打刻届」の「理由区分」欄を「在宅勤務（コロナ対応）」と選択。「修正時間」に所定勤務時間を記入し、「理由」欄に業務内容を簡潔に記入すること。
※在宅勤務日は、みなし勤務時間制が適用されます。
※裁量労働制適用者は、5:00～22:00 の間で適宜記入してください。

【上記以外】

- (1) 職員：「始業時刻及び終業時刻の確認並びに超過勤務等管理簿」
→ 「超過勤務又は休日勤務の内容・休暇の種類及び時間」欄に「就業禁止」と記入する。この場合には、土曜日、日曜日、祝日等休日の欄にも記入する。
 - (2) 教員：「裁量労働従事者勤務状況等記録・報告書」
→ 「通常の勤務場所以外における勤務状況等」欄に「就業禁止」と記入する。この場合には、土曜日、日曜日、祝日等休日の欄にも記入する。
 - (3) 看護職員：看護管理室に連絡し、看護勤務管理システムに「就業禁止」を入力する。この場合には、土曜日、日曜日、祝日等休日の欄にも入力する。
3. 1～7の対象者は、感染症と診断された場合以外でも、嚴重に健康観察をする必要があることから、「自己健康管理票」を2週間記入すること。